

## 〔民集未登載最高裁判事例研究 四八〕

訴訟費用のうち一定割合を受救助者の負担とし、その余を相手方当事者の負担とする旨の裁判が確定した後、訴訟費用の負担の額を定める処分を求める申立てがされる前に、裁判所が受救助者に猶予した費用につき当該相手方当事者に対して民訴法八五条前段の費用の取立てをすることができると定める場合において、その額につき、受救助者に猶予した費用に上記裁判で定められた当該相手方当事者の負担割合を乗じた額とすべきものとした原審の判断に違法があるとされた事例

猶予費用の取立決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

最高裁判成二九年九月五日第三小法廷決定（最高裁判二八(許)四〇号、破棄差戻）判例時報二三六〇号五頁、判例タイムズ一四四三号五六頁

### 〔事 実〕

AはBを被告として立替金等の支払を求める訴えを提起し、訴え提起の手数料として八万六〇〇〇円を納付した。一方、

Bはこれと時期を同じくしてAほか一名を被告として損害賠償等の支払を求める訴えを提起するとともに、訴え提起の手数料一七万九〇〇〇円について訴訟上の救助の決定を受けた。

Bの訴えは、Aの提起した訴えと併合審理されている（以下、併合後の訴訟を「本件訴訟」という）。Aは本件訴訟の第一審係属中に死亡し、Xらがその地位を承継している。

Bは、本件訴訟の第一審判決に対して控訴を提起し、控訴提起の手数料一七万八五〇〇円について訴訟上の救助の決定を受けた。その後、本件訴訟の控訴審判決は、本件訴訟の訴

訟費用につき、第一審、第二審を通じ、B に生じた費用の五分の三とXらに生じた費用の合計を二分し、その一をBの負担、その一をXらの連帯負担とするとともに、B に生じたその余の費用をBの負担とした。右判決はその後確定したが、本件訴訟の訴訟費用の負担の額を定める処分（以下「訴訟費用額確定処分」という）を求める申立ては、当事者のいずれからもなされていない。

その後、原々審<sup>(1)</sup>は、受救助者の相手方であるXらに対し、Bの猶予費用の合計二十九万七五〇〇円のうち八万九二五〇円（上記金額は、Bの猶予費用の五分の三について、Xらの負担割合である二分の一を乗じた額に相当する）を連帯して国庫に支払うことを命ずる旨の決定（以下「原々決定」という）をした。Xらは、民訴法八五条は、訴訟費用の裁判が当事者双方に費用の一部ずつの負担を命じている場合には、各当事者が現実に支出した費用の額を対当額で相殺した残余につき、受救助者が相手方に対して費用償還請求権を有することになるときに限り、国庫がその限度で相手方から取り立てることができる旨を定めていると解されるところ、原々決定は、訴訟費用額の確定をせずに、訴訟救助額だけを訴訟費用負担の裁判に従って各当事者に割り付けて取り立てるものであり、かかる取立ては同条の解釈を誤ったものであること等を主張して、即時抗告をした。

原審は、㉞訴訟費用額の確定処分の手続は、職権で行われ

るのではなく、当事者の申立てにより行われるものであるところ、本件において当事者が同処分の申立てをした事実は認められないこと、㉟訴訟費用の償還請求権は、当事者の申立てに基づいて行われる訴訟費用額の確定処分の手続を経て弁済期が到来し、このときに初めて相殺に供し得るのであるから、当事者の申立てがないのに、裁判所がXらの主張するような相殺処理をしなければならないということとはできないこと、㊱Xらは本件訴訟の判決においてBに生じた費用の五分の三の二分の一を負担することを命じられているのであるから、Bが訴訟救助決定により支払の猶予を受けた費用の五分の三の二分の一についても負担部分があることは明らかであること、また、㊲訴訟費用額の確定処分において、そもそも民訴法七一条二項に基づく相殺処理が可能なのは、相手方も訴訟費用額の確定処分を求める申立てをした場合や、相手方が催告期間内に費用計算書や費用額の疎明に必要な書面を提出した場合等に限られており、訴訟費用額の確定処分の手続における相殺の利益については、Xらが主張するほど強く保障されているとみることができないこと、㊳本件訴訟の当事者はいずれも訴訟費用額の確定処分を経ず、いまだ反対当事者に対して訴訟費用を請求していないのであるから、Xらが原々決定によって自らの訴訟費用を相殺する機会を失ったとまでいうことはできないこと、を理由として、原々決定を相当であると判示し、Xらの抗告を棄却した。これに

対してXらが抗告許可の申立てをし、原審は抗告を許可した。

〔決定要旨〕

破棄差戻し。

〔一〕民訴法八五条前段の規定は、本来、受救助者が、訴訟費用請求権の行使として相手方からその負担すべき費用を取り立てて、猶予費用を国庫に支払うべきであるところ、受救助者において、上記の取立て等をするを必ずしも期待できないため、国が猶予費用を相手方から直接取立てることができるようにしたものである。そして、同条前段の費用の取立てについては、第一審裁判所の決定により、強制執行をすることができるとされており（民事訴訟費用等に関する法律一六条二項、一五一条一項）、同裁判所が民訴法八五条前段の費用の取立てをすることができるとして猶予費用の額を定めることになる。

一方、訴訟費用請求権の額、すなわち、訴訟費用の負担の額は、その負担の裁判が執行力を生じた後に、申立てにより、第一審裁判所の裁判所書記官が定めることとされ（民訴法七一条一項）、上記申立てにより、訴訟費用額確定処分を求めるときは、その申立人は、費用計算書等を裁判所書記官に提出しなければならず（民訴規則二四二条二項）、裁判所書記官は、訴訟費用額確定処分をする前に、上記申立ての相手方に対し、費用計算書等を一定の期間内に提出すべき旨を催告し

なければならぬものとされている（同規則二五一条一項本文）。そして、訴訟費用額確定処分をする場合において、当事者双方が訴訟費用を負担するときは、各当事者の負担すべき費用は、その対当額について相殺があつたものとみなすものとされているが、上記相手方が上記期間内に上記費用計算書等を提出しない場合には、そのような取扱いをしないものとされている（民訴法七一条二項、民訴規則二七条）。このように、各当事者の負担すべき費用につき訴訟費用額確定処分又は差引計算を求めるか否か及びその求める範囲がいずれも当事者の意思に委ねられていることからすると、上記の各点についての各当事者の意思が明らかにならない限り、当事者の一方の他方に対する各訴訟費用請求権の額を判断する上で考慮される各当事者の負担すべき費用を定めることができない。そして、上記各当事者の意思は、訴訟費用額確定処分を求める申立てがされる前においては明らかにならないのが通常である。

以上によれば、民訴法八五条前段の費用の取立てをするところができる猶予費用の額は、受救助者の相手方に対する訴訟費用請求権の額を超えることができない筋合いであるが、訴訟費用のうち一定割合を相手方の負担とし、その余を受救助者の負担とする旨の裁判が確定した後、訴訟費用額確定処分を求める申立てがされる前に、裁判所が同条前段の費用の取立てをすることができるとして猶予費用の額を定める場合において

は、上記の観点から当該事案に係る事情を踏まえた合理的な裁量に基づいてその額を定めるほかない。そして、訴訟費用額確定処分に係る上記の定めのとおり、訴訟費用請求権の額を判断する上で考慮される各当事者の負担すべき費用を定めることが当事者の意思に委ねられていることからすると、上記の場合において、猶予費用以外の当事者双方の支出した費用を考慮せずに、猶予費用に上記裁判で定められた相手方の負担割合を乗じた額と定めることが、直ちに裁判所の合理的な裁量の範囲を逸脱するものとはいえない。

(2) しかしながら、本件においては、訴訟費用額確定処分を求める申立てがされる前に、裁判所が民訴法八五条前段の費用の取立てをすることができる猶予費用の額を定めるといふ上記の場合に当たるものの、Aが訴え提起の手数料として少額とはいえない八万六〇〇〇円の支出をし、Xらは、Aの地位を承継して、原々決定に対する即時抗告をし、その際にBの負担すべき費用との差引計算を求めることを明らかにしている。そして、裁判所がXらに対しBの負担すべき費用との差引計算を求める範囲を明らかにするよう求めたときにXらが上記範囲を明らかにしないと認められる事情はうかがわれない。このようなときには、裁判所は、訴訟記録等により判明するところに従って、BのXらに対する訴訟費用請求権の額を判断する上で考慮されるBの負担すべき費用の有無及び額を審理すべく、Xらに対し上記範囲を明らかにするよ

う求めるべきである。

したがって、Xらに対しBの負担すべき費用との差引計算を求める範囲を明らかにするよう求めることのないまま、本件取立額につき、Bの猶予費用二九万七五〇〇円の五分の三に二分の一を乗じた額である八万九二五〇円とすべきものとした原審の判断には、本件事案に係る事情を踏まえた裁判所の合理的な裁量の範囲を逸脱した違法がある。」

### 〔評釈〕

本決定に賛成する。

#### 一 本決定の意義

本決定は、訴訟上の救助の決定を受けた者（以下「受救助者」という）を当事者とする訴訟において訴訟費用の一定割合を受救助者の負担とし、その余を相手方の負担とする旨の裁判が確定した後、訴訟費用額確定処分を求める申立てがされる前に裁判所が民訴法八五条前段に基づき相手方から猶予費用（訴訟上の救助の決定により受救助者が支払を猶予された費用）を取り立てる場合の具体的な金額（以下「取立額」という）の算定方法に関して、最高裁判所が初めての判断を示したものである。<sup>3)</sup> 本決定は、一般論として、右の場合の取立額の算定については、「当該事案

に係る事情を踏まえた合理的な裁量に基づいてその額を定めるほかない」との見解を示した上で、相手方（の被承継人）において訴え提起の手数料として少額とはいえない額を支出していること、また、相手方は本件原々決定に対する即時抗告に際して受救助者の負担すべき費用との差引計算を求めることを明らかにしていること等の判示の事情の下では、相手方に対して差引計算を求める範囲を明らかにするよう求めることなく、猶予費用に相手方の負担割合を乗じた額をもって取立額とすることは、「本件事案に係る事情を踏まえた裁判所の合理的な裁量の範囲を逸脱した違法がある」と判示した。

本件のように、受救助者を当事者とする訴訟において訴訟費用の一定割合を相手方の負担とする旨の裁判が確定した後、訴訟費用額確定処分を経ることなく裁判所が民訴法八五条前段に基づき相手方から猶予費用を取り立てる場合の取立額の算定方法については特段の規定がなく、これまでの裁判実務においては、猶予費用に相手方の負担割合を乗じた額を取立額とする扱い——猶予費用の案分計算——がされていたようである。<sup>(4)</sup>このような猶予費用の案分計算は、取立額の算定方法として簡便である（猶予費用以外の他の訴訟費用の額を算定する必要がない）反面、取立てを

命じられる相手方においては、自己の訴訟費用請求権と受救助者の訴訟費用請求権との間の差引計算（民訴法七一条二項参照）を通じて自己が負担すべき額を縮減することができないという問題を生じうる。<sup>(5)</sup>本件は、このような猶予費用の案分計算の適否が正面から問題となったケースであったところ、本決定は、①上記の場合における取立額の算定は原則的には裁判所の合理的な裁量に委ねられる問題であるとの見地から、猶予費用の案分計算によることも直ちに右の裁量を逸脱した違法を生じるものではないとする一方、②本件判示の事情の下で相手方に差引計算を求める範囲を明らかにさせることなく猶予費用の案分計算の方法をとったことには、裁量の範囲を逸脱する違法があることを明らかにした。

訴訟上の救助の決定により受救助者が支払を猶予された費用の取立方法については、相手方に対する取立てに関して同法八五条（受救助者に対する取立てに関しては民訴法八四条）が簡単な規定を置くのみであり、訴訟の完結による救助決定の効力の消長、取立てに際して訴訟費用額確定処分の手続を経ることの要否、取立額の具体的な算定に係る裁判所の裁量性など、不分明な点は少なくない。以下本評釈では、猶予費用の取立方法に関する従来の理解を整理

した上で、本決定の当否について考察する。

## 二 訴訟完結後の救助決定の効力

民事訴訟法は、経済的弱者の裁判手続を利用する機会を實質的に保障することを目的として、裁判費用の支払猶予を主な内容とする訴訟上の救助の制度を設けている。<sup>(7)</sup> 制度としての枠組みは、旧々民事訴訟法(明治二十三年法律第二九号)、旧民事訴訟法(大正一五年法律第六一号)を経て、現行民事訴訟法(平成八年法律一〇九号)に至るまで基本的には踏襲されており、①訴訟費用は原則として敗訴当事者の負担とする(民訴法六一条)、いわゆる敗訴者負担原則を前提として、②訴訟費用を支払う資力がない者等に対して、勝訴の見込みがないとはいえない場合に限り(同八二条一項)、③受救助者に対して裁判費用等の支払を猶予し(同八三条一項)、④受救助者の相手方が訴訟費用の負担者となったときは、国庫が相手方から直接に猶予費用を取り立てることができること(同八五条)等をその骨子としている。<sup>(8)</sup> なお、訴訟上の救助の効力は、救助を付与された審級の訴訟手続のほか、これに続く強制執行にも及ぶ(同八三条一項一号)。

訴訟上の救助の決定(以下「救助決定」という)による

裁判費用等の支払猶予の効力は、右決定が民訴法八四条の規定に基づき取り消されるか、または、解釈上当然に効力を失うとされるまでの間は存続すると解されるところ、訴訟が判決その他の終了原因により完結した場合に救助決定の効力が当然に失効するか否かについては解釈上の争いがある。右の点は、訴訟完結後、裁判所が受救助者に対して猶予費用の支払を命ずる旨の決定(支払決定)をし、または、その相手方に対して猶予費用の支払を命ずる旨の決定(取立決定)をする前提として、救助決定を取り消す旨の決定(取消決定)をする必要があるか否か、という形で現れる。裁判所が猶予費用の支払決定ないし取立決定をする前提として、既にした救助決定の取消決定が必要になるとすれば、民訴法八四条所定の取消事由(資力要件の欠缺の判明または事後的な資力の回復)の存在が要件となるから、受救助者の資力が回復しない間は、受救助者の訴訟費用の納付義務は具体化しないと考えられる。

この点に関して、学説は大別して、①訴訟完結後は救助決定の効力が当然に失われるとする見解(当然失効説)、②訴訟の完結後も救助決定の効力は当然には失効せず、猶予費用の支払を命ずるためにはその前提として救助決定の取消しが必要になるとする見解(取消必要説)、③訴訟の

完結事由が受救助者の全部敗訴・訴訟費用全部負担の裁判である場合には失効するが、受救助者の一部勝訴の場合や訴訟上の和解の場合には失効しないと見る見解（折衷説）に分かれる。①当然失効説は、訴訟上の救助は、裁判費用等の支払をすることなく訴訟追行をすることを可能とするものであるから、訴訟の完結により以後の訴訟追行がなくなれば訴訟上の救助の効力もそれに伴って失効する旨を説く<sup>(9)</sup>。他方、②取消必要説は、訴訟の完結により救助決定の効力が当然に失効し、取消決定を経ることなく猶予費用の支払を命ずることができるとすると、資力が回復しないままに猶予費用の支払を命じられる受救助者に酷な結果を生じることから、受救助者の資力の回復を要件として救助決定を取り消した上で猶予費用の支払命令をすることが妥当であるとする<sup>(10)</sup>。③折衷説は、訴訟完結後の権利主張の正当性の有無、判決等に続く強制執行の有無を考慮して、訴訟完結後の取消決定の要否については、訴訟完結事由ごとに検討する必要がある旨を説く<sup>(11)</sup>。

最決平成一九・一二・四民集六一巻九号三二七四頁は、この問題について最高裁判所として初めての判断を示したものである。同決定は、「訴訟上の救助の決定……を受けられた者の全部敗訴が確定し、かつ、その者に訴訟費用を全部

負担させる旨の裁判が確定した場合には、救助決定は当然にその効力を失い、裁判所は、救助決定を民訴法八四条の規定に従って取り消すことなく、救助決定を受けた者に対し、猶予した費用の支払を命ずることができると解するのが相当である」と判示しており、これにより、少なくとも「訴訟上の救助の決定を受けた者の全部敗訴が確定し、かつ、その者に訴訟費用を全部負担させる旨の裁判が確定した場合」においては、救助決定の効力が当然に失われるとする最高裁の立場が明らかとなった。もつとも、同決定において、最高裁が一般論として当然失効説に立っているのか、折衷説に立っているのかは、判文からは明らかではない。また、同決定が明示的に限定した事案（受救助者の全部敗訴・訴訟費用全部負担のケース）以外のケース、すなわち、a)判決により訴訟が完結したケースのうち「受救助者の全部または一部勝訴が確定した場合」または「相手方に訴訟費用を全部または一部負担させる旨の裁判が確定した場合」<sup>(13)</sup>、および、b)判決以外の終了原因により訴訟が完結したケース、<sup>(14)</sup>の救助決定の効力について何らかの判断を示すものでもない。

本決定もまた、この点に関して直接的な判断を示すものではないため、最高裁がいかなる前提に立っているかは必

ずしも明確ではない。もつとも、本件事案は上記①のケースに該当するところ、本件訴訟の完結後、第一審裁判所が相手方に対して猶予費用の取立てを命ずる一方で、受救助者に対しては猶予費用の支払を命じていないことから見て、少なくとも第一審裁判所においては訴訟完結後も救助決定の効力はなお存続しているとの理解に拠っていたと考えられる。実質的に見ても、本件事案のように、訴訟費用の負担の裁判において受救助者の相手方の費用負担が認められている事案においては、相手方に対する将来の強制執行（基本事件たる給付訴訟について勝訴部分があれば当該勝訴部分にかかる強制執行が考えられる<sup>15)</sup>が、訴訟費用請求権に基づく強制執行も考えられないではない）との関係において、なお救助決定の効力が存続するものと解するのになければ、受救助者の最終的な権利実現や費用償還の可能性を閉ざすことになりかねない。したがって、少なくとも本件に関する限り、訴訟の完結によっても救助決定の効力は当然には失効しておらず、救助決定を取り消すためには、受救助者の資力の回復を待たなければならぬと解するのが相当である<sup>16)</sup>。

### 三 訴訟費用額確定処分を経ない取立決定の可否

民訴法八五条前段は、救助決定により支払を猶予した費用は、国がこれを負担することとされた相手方から直接に取り立てることができる旨を定める。これは、訴訟が終了して受救助者の相手方が訴訟費用の負担を命じられた場合に、受救助者は、本来、自己の相手方に対する訴訟費用請求権に基づき、相手方から訴訟費用の償還を受けて、猶予費用を国庫に支払わなければならないところ、右の方法による猶予費用の支払は迂遠であること、また、受救助者に自己の収入にならない費用の取立てを期待することは事実上困難であることから、国による直接の取立てを認めたものである<sup>17)</sup>とされる。同規定に基づく猶予費用の具体的な取立方法については、民訴法は特段の定めを置いていないが、民事訴訟費用等に関する法律一六条二項は、同一五条一項の規定を準用する形で、第一審裁判所が相手方に対して猶予費用の支払を命ずる決定（取立決定）をすることにより、右決定に基づいて強制執行をすることができる旨を定めている。

上記取立決定においては、相手方が国庫に支払うべき猶予費用の額（以下「取立額」という）が明示される。このとき、基本事件に関して訴訟費用の全額を相手方の負担と

する旨の裁判がなされているのであれば、猶予費用についてもその全額を相手方が支払う旨を命ずることにつき特段の問題を生じない。他方、本件におけるように、訴訟費用の一定割合を相手方の負担とする旨の案分負担の裁判がなされている場合においては、相手方に対していかなる範囲で猶予費用の支払を命ずることができずは必ずしも明らかではない。前述のように、民訴法八五条前段の規定の趣旨が、受救助者の相手方に対する訴訟費用請求権の範囲で国が相手方から直接に猶予費用を取り立てることができる旨を認めたものであるとすると、裁判所が取立額を定める前提として、受救助者の相手方に対する訴訟費用請求権の具体的な範囲が確定している必要があるとも考えられる。

この点、訴訟費用請求権の具体的な金額を確定するための手続としては、民訴法七一条以下が定める訴訟費用額確定処分（平成八年改正前は訴訟費用額確定決定）の手続が設けられているから、⑦当事者間において既に訴訟費用額確定処分が確定している場合であれば、裁判所は同処分により定められた訴訟費用請求権の限度で相手方に対して猶予費用の支払を命じ、④受救助者または相手方から訴訟費用額確定処分の申立てがされている場合であれば、同処分の確定を待った上で猶予費用の支払を命ずることが合理的

であると考えられる。問題となるのは、⑤訴訟費用額確定処分の申立てがされる前において裁判所が取立決定の裁判をすることの可否であるが、従前の実務および学説の多くは、当事者による訴訟費用額確定処分が先行していなくても、裁判所が職権で取立決定の裁判をすることができ、必要に応じて当事者双方から費用計算書の提出を促すことができる<sup>(18)</sup>と解してきた。

仮に、民訴法八五条前段に基づく猶予費用の取立てにあたり、訴訟費用額確定処分が先行していることが必要であると解すると、訴訟費用の負担を命ずる裁判の確定後、受救助者または相手方のいずれかのイニシアチブにより訴訟費用額確定処分の申立てがなされることが必要となるが、受救助者を当事者とする訴訟に関して右の申立てを期待することは受救助者・相手方のいずれの当事者についても事実上困難を伴う<sup>(19)</sup>。また、訴訟費用額確定処分が確定するまでの間、裁判所が相手方から猶予費用の取立てを命ずることができないとすると、当事者のいずれからも同処分の申立てがなされない場合には、事実上、裁判費用を「免除」したのと変わらないこととなるが、このような帰結は、救助決定の効力を裁判費用等の「猶予」とする訴訟救助の基本的な制度枠組みと相容れないものであるし、前述した訴

訟費用の全部を相手方の負担とする裁判がなされた場合に比べて著しい不均衡を生じる。民訴法八五条の規定も、猶予された弁護士・執行官の報酬（民訴法八三条一項一号・二号参照）の取立てについては、これらの者による訴訟費用額確定処分の申立てを予定しているが（民訴法八五条後段参照）、その他の猶予費用の取立てについては別段の定めを置いていない。

以上より、受救助者を当事者とする訴訟において訴訟費用を相手方の負担とする旨の裁判が確定した場合において、裁判所が民訴法八五条前段に基づき猶予費用の取立てを命ずるときは、訴訟費用の全部を相手方が負担すべき場合のみならず、その一部を相手方が負担すべき場合においても、訴訟費用額確定処分の申立てを必要とすることなく、猶予費用の取立決定をすることができるのと解するのが相当である。ただし、右の解釈は、前述のように、受救助者を当事者とする訴訟においては受救助者・相手方のいずれにおいても訴訟費用額確定処分の申立てを期待することが事実上困難であることを理由とするものであり、訴訟費用額の確定そのものが不要であることによるものではないから、当事者による訴訟費用額確定処分の申立てを要しないと云っても、そのことは訴訟費用額を確定する手続自体を不要と

することを意味しない。裁判所が訴訟費用額確定処分を経ることなく猶予費用の取立決定をする場合には、以下に検討するように、事案に応じて訴訟費用額を確定するプロセスを経由する必要があると考える。

#### 四 猶予費用の取立額の範囲

本件におけるように、訴訟費用を当事者双方の負担とし、一定割合を受救助者の負担、その余を相手方の負担と定める旨の裁判が確定した場合の猶予費用の取立額の範囲については、本決定が採用した見解を含めて、大別して、次の三つの見解がある。

第一は、両当事者に生じた訴訟費用請求権について差引計算（相殺処理）を行い、受救助者が相手方に対して訴訟費用請求権を有することになる場合に限り、右の限度で相手方から猶予費用を取り立てることができるとし、右の差引計算の結果、受救助者に残余がないかまたは相手方が訴訟費用請求権を有する場合には、相手方から猶予費用を取り立てる余地はないとする見解である（以下「差引計算必要説」という<sup>20</sup>）。右の見解は、民訴法八五条前段が定める猶予費用の取立ての制度は、本来であれば受救助者が自己の訴訟費用請求権に基づいて相手方から訴訟費用を回収し

てこれを国庫に支払うべきところを、国庫がこの者に代わって相手方から直接に取り立てることを認めたものであるから、同規定に基づいて相手方から取り立てることのできる額は受救助者の相手方に対する訴訟費用請求権の範囲に限られる旨を説く。

第二は、全訴訟費用のうち猶予費用の額のみを算定し、猶予費用に相手方の訴訟費用の負担割合を乗じた額について、相手方から取り立てることができるとする見解である（以下「猶予費用案分説」という）。右の見解は、①訴訟費用請求権は当事者による訴訟費用額の確定手続を経て初めて具体化し、また、相殺に供し得るところ、差引計算必要説によった場合には、当事者間の訴訟費用関係について、当事者の申立てを待つことなく国が立ち入ることになると、②案分負担の場合には、潜在的に各種の費用項目ごとに案分額があり、その集積としての総費用が案分されるのであるから、猶予費用についてのみ負担割合で案分しても特に不合理ではないこと、③猶予費用のみについて案分することが、手続としては簡便であり、取立ての促進にもつながると考えられること、等をその理由とする<sup>21)</sup>。本件原決定もまた、概ねこれと同様の理由から、猶予費用案分説の妥当性を説く。

第三は、本件最高裁決定が採用した見解であり、訴訟費用を当事者双方の負担とする場合で、訴訟費用額確定処分の申立てがされる前に裁判所が猶予費用の取立てを命ずる場合には、裁判所が当該事情に係る事情を踏まえた合理的な裁量に基づいてその額を定めることができるものである（以下「裁量判断説」という）。その論拠としては、本決定が説くように、現行民訴法および民訴規則によれば、訴訟費用を当事者双方が負担する場合に各当事者が負担すべき費用の額は、①当事者による訴訟費用額確定処分の申立ての有無およびその額（民訴法七一条一項、同規則二四条参照）、および、②相手方による自己の負担すべき訴訟費用額と申立人の負担すべき訴訟費用額との差引計算を求める意思の有無および範囲（民訴法七一条二項、同規則二七条参照）、によって定まる関係にあるところ、訴訟費用額確定処分の申立てがされる前においては、上記の点に関する当事者の意思が明らかにならないのが通常であるために、裁判所において訴訟費用請求権の額を正確に認定することが困難であることが挙げられる。もつとも、本決定は、裁判所の上記裁量も無制約ではなく、当該事案に係る事情を踏まえた「合理的」な裁量の範囲内であることを要求しており、本件事案においては、⑦受救助者の相手方が支出

した訴訟費用額が少額とはいえない額であること（受救助者の相手方が支出した訴訟費用額の多寡）、④相手方が、本件取立決定に係る手続において、受救助者の負担すべき費用との差引計算を求めようとする（差引計算を求めようとする相手方の意思）、⑤差引計算を求めようとする範囲を明らかにすべき旨の裁判所の求めに対して相手方がその範囲を明らかにしないと認められる事情がないこと（差引計算のための資料提出の意思）を考慮して、上記事情の下で猶予費用に相手方の訴訟費用の負担割合を乗じた額をもって取立額とすることには、裁判所の「合理的」な裁量の範囲を逸脱した違法があるとする。

以上の諸説について検討するに、前述のように、民訴法八五条前段の規定の趣旨が、受救助者の相手方に対する訴訟費用請求権の範囲で国が相手方から直接に猶予費用を取り立てることができる旨を認めたものであるとすると、受救助者の相手方に対する訴訟費用請求権の現存額を確定するプロセスを経由する差引計算必要説の考え方が、その趣旨に最も沿う。しかしながら、差引計算必要説による処理を行うためには、その前提として当事者が支出した訴訟費用の総額を明らかにさせる必要があるところ、事案のいかんを問わず、右のプロセスをとることが不可避であると言

えるかは疑問が残る。<sup>(22)</sup> ①もつばら受救助者のみが訴訟費用を支出しているケース、あるいはまた、②相手方が自己の負担すべき訴訟費用と受救助者の負担すべき訴訟費用との間で差引計算を求めないケースにおいては、受救助者が支出した訴訟費用の総額のかんにかかわらず、猶予費用のうち相手方が負担すべき額は一定額（猶予費用に負担割合を乗じた額）となるから、これらの場合に敢えて時間と労力をかけて訴訟費用の総額を算定することは、当事者と裁判所のいずれにとっても無用な負担となりうる。

これに対して、従来からの実務運用とされる猶予費用案分説は、当事者に生じた訴訟費用の総額を把握することなく猶予費用の取立命令を命ずることができる点で簡便ではある。しかしながら、猶予費用案分説による処理は、前述した、①もつばら受救助者のみが訴訟費用を支出しているケースや、②相手方が自己の負担すべき訴訟費用と受救助者の負担すべき訴訟費用との間で差引計算を求めないケースにおいては特段の問題を生じないとしても、上記以外のケース、すなわち、本件におけるように、受救助者の相手方においても提訴手数料をはじめとする訴訟費用を支出しており、かつ、相手方において自己の負担すべき訴訟費用と受救助者の負担すべき訴訟費用との間で差引計算を求め

る意思のあることが認められるケースにおいては、受救助者の相手方が負うべき実質的な負担額（差引計算後の残存額）を超えて取立てを命ずる場合を生じ、妥当ではない。したがって、事案のいかんを問わず、猶予費用に負担割合を乗じた額をもって裁判所が相手方から直接に取り立てることができるとする猶予費用案分説の考え方にも問題が残る。

このように見てくると、受救助者と相手方との間で訴訟費用を案分負担とする旨の裁判が確定した後、訴訟費用額確定処分の手続を経ることなく猶予費用の取立決定をする場合に、その取立額につきいかなる算定方法を採用することが適当であるかは、当該基本事件において受救助者および相手方が支出した訴訟費用の有無および額、相手方当事者において差引計算を求める意思およびその額など、事案ごとの個別的事情により判断を異にする問題であり、本件最高裁が一般論として「当該事案に係る事情を踏まえた合理的な裁量に基づいてその額を定めるほかない」として、その裁量性を説くことには相応の理由があるように思われる。とはいえ、上記の諸事情は、本決定の説くように「訴訟費用額確定処分を求める申立てがされる前においては明らかにならないのが通常である」としても、取立決定の裁

判手続において費用計算書等の関連資料の提出を促すなどして明らかにすることは手続上は可能であると思われるし、右手続を通じて上記の諸事情が明らかとなる場合には、当該事案において適切と考えられる取立額の算定方法も自ずと定まる関係にあると言えるから、取立額の算定方法にかかると裁判所の裁量も、事案ごとの任意の選択を許容するものではなく、事案類型に応じた一定の制約を受けると解するのが相当である。すなわち、前述のように、もっぱら受救助者のみが訴訟費用を支出しているケースや、相手方が自己の負担すべき訴訟費用と受救助者の負担すべき訴訟費用との間で差引計算を求めないケースにおいては案分計算によるものが合理的な判断であると考えられる一方で、案分計算によるのでは、受救助者の相手方が負うべき実質的な負担額（差引計算後の残存額）を超えて取立てを命ずることになる場合（典型的には、本件におけるように、受救助者の相手方においても提訴手数料をはじめとする訴訟費用を支出しており、かつ、相手方において自己の訴訟費用請求権と受救助者の訴訟費用請求権との間で差引計算を求める意思のあることが認められるケースがこれに該当すると考えられる）においては差引計算の方法によることが必要的であるというべきであって、本決定にいう「合理的な

裁量」も、上記のような事案類型に即した処理から著しく逸脱しないものをいうと解するのが相当であるように思われる。<sup>(24)</sup>

本件基本事件は、受救助者を原告とする訴訟事件と相手方を原告とする訴訟事件とが併合審理されたケースであり、相手方当事者においても提訴手数料をはじめとする相当額の訴訟費用が生じていたことは取立決定をする第一審裁判所においても明らかな事案であったと言える。本稿の立場によれば、右の事案において第一審裁判所が相手方当事者の意思を確認することなく猶予費用の案分計算による処理を行ったことは適切ではなく、相手方当事者に対して差引計算を求める意思および額を明らかにすることを求め<sup>(25)</sup>、差引計算を求める意思が認められる場合には差引計算処理を行い、これが認められない場合に限りて猶予費用の案分計算によることが適切であったと考える。<sup>(26)</sup>

- (1) 名古屋地半田支決平成二八・一一・一一 (LEX/DB インターネット【文献番号】25547427)。
- (2) 名古屋高決平成二八・六・三 (LEX/DB インターネット【文献番号】25547426)。
- (3) 本決定の解説等に、今津綾子「判批」法教四四八号

(二〇一八年) 一二七頁、川嶋四郎「判批」平成二九年度重要判例解説(二〇一八年) 一三〇頁、金子宏直「判批」民商一五四卷三号(二〇一八年) 五八九頁、奥田正昭「判批」判評七二〇号(二〇一九年) 七頁、提龍弥「判批」リマークス五八号(二〇一九年) 一一〇頁などがあ

(4) 判時二三六〇号五頁および判タ一四四三号五六頁の匿名コメント参照。

(5) 本件において猶予費用の案分計算により相手方に支払が命じられた額は八万九二五〇円であった。これに対し、提訴手数料に限っては、相手方が自己の負担すべき訴訟費用の額と受救助者の負担すべき訴訟費用の額との間で差引計算を求めた場合は、受救助者の相手方に対する訴訟費用請求権の残額は四万六二五〇円となり、裁判所が右の限度で相手方に支払を命ずるならば、相手方にとっては四万三〇〇〇円の負担減となる。

(6) 裁判費用とは、民事訴訟費用等に関する法律において「裁判所に納める費用」として定められている費用であり、具体的には、同法三条所定の手数料(いわゆる印紙代)、および、同一一条一項所定の費用(書類の送達・公告の費用、証人の旅費・日当・宿泊料、鑑定人の鑑定料や通訳人の通訳料など)がこれにあたる。裁判費用の概念につき、裁判所書記官研修所編「民事訴訟における訴訟費

- 用等の研究」(法曹会・一九七六年)五頁以下、松本博之『訴訟における裁判所手数料の算定』(日本加除出版・二〇一七年)一頁以下など参照。
- (7) 訴訟上の救助の沿革につき、栗原良扶『田原睦夫』中山巖雄「訴訟救助制度の再検討」法時四四卷四号(一九七二年)六七頁、富樫貞夫「訴訟救助」小山昇ほか編『演習民事訴訟法(上)』(青林書院新社・一九七三年)八七頁、内田武吉「わが国における『訴訟救助』の発展とその動向」早法五八卷二号(一九八三年)八頁など。また、田中・後掲注〔12〕八四八頁以下参照。
- (8) なお、現行民事訴訟法は、訴訟上の救助の資力要件を、旧法の「訴訟費用ヲ支払フ資力ナキ者」から、「訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者」に拡大し、訴訟上の救助の対象者を拡大している。右の改正の趣旨につき、法務省民事局参事官室編『一問一答 新民事訴訟法』(商事法務研究会・一九九六年)七七頁参照。
- (9) 岩本勇次郎『三ヶ尻好人』新民事訴訟法要論(上)〔巖松堂書店・一九二八年〕五二五頁参照。細野長良『民事訴訟法要義・第五卷』(巖松堂書店・一九三七年)三〇五頁は、救助決定の取消しは不要であるとするが、受救助者に対して訴訟費用の支払を命ずる前提として資力回復等の要件は必要であるとす。
- (10) 兼子一『条解民事訴訟法(上)』(弘文堂・一九五五年)二九六頁、菊井維大『村松俊夫』全訂民事訴訟法I〔補訂版〕(日本評論社・一九九三年)七三〇頁、齋藤秀夫ほか編『第二版』注解民事訴訟法(3)〔第一法規・一九九一年〕二二九頁「齋藤秀夫」松山恒昭「小室直人」、上田徹一郎『井上治典編』注釈民事訴訟法(2)〔有斐閣・一九九二年〕六二〇頁「福山達夫」、三宅省三ほか編『注解民事訴訟法II』(青林書院・二〇〇〇年)一七五頁「山口健一」、秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法II〔第二版〕』(日本評論社・二〇〇六年)一二九頁など。法曹会決議昭和四六年一月三日・曹時二四卷二号(一九七二年)二〇一頁も同旨。
- (11) 横田忠『訴訟上の救助に関する研究』(法曹会・一九七三年)一五一頁以下は、受救助者の全部敗訴・訴訟費用全部負担の裁判の確定、受救助者による訴えの取下げ、請求の放棄・認諾の場合には救助決定の取消しを不要とする一方、受救助者の一部勝訴・費用分担の裁判の確定や訴訟上の和解の場合には、救助決定の取消しを必要と解する。五十嵐常之「訴訟救助」吉田秀文『塩崎勳編『裁判実務大系8』(青林書院・一九八五年)三六五頁以下も同旨。また、後述する最決平成一九・一二・四民集六一巻九号三二七四頁以降は、受救助者全部敗訴・訴訟費用全部負担の場合に救助決定の取消しを不要と解する

判例の見解が支持を集めている(例えば、新堂幸司『新民事訴訟法(第五版)』(弘文堂・二〇一一年)九九八頁、兼子一原著『条解民事訴訟法(第二版)』(弘文堂・二〇一一年)三五九頁「新堂幸司」高橋宏志「高田裕成」、伊藤眞『民事訴訟法(第六版)』(有斐閣・二〇一八年)六二三頁注(326)、加藤新太郎「松下淳一編『新基本法コンメンタール民事訴訟法1』(日本評論社・二〇一八年)二一八頁「島崎邦彦」など)。

(12) 調査官解説として、田中一彦「解説」『最高裁判所判例解説民事篇平成一九年度(下)』八四六頁。解説等に、川嶋四郎「判批」法七六四四号(二〇〇八年)一三四頁、笠井正俊「判批」速判解三号(二〇〇八年)一四九頁、堤龍弥「判批」判評五九七号(二〇〇八年)一六四頁、青木哲「判批」リマークス三八号(二〇〇九年)一一四頁などがある。

(13) 大阪高決昭和四八・三・二〇判時七〇二号七二頁は、受救助者の一部敗訴・費用分担の裁判が確定した場合に關して、訴訟費用のうち受救助者負担とされた部分については、訴訟完結後は直ちに(取消決定をすることなく)受救助者に対して猶予費用の支払を命ずることができるとする一方、相手方負担とされた部分についてはなお訴訟救助の効果が持続し、これを取り消してその支払を命ずるためには資力回復等の要件が備わることが必要であ

るとする。

(14) 盛岡地、遠野支決昭和三四・八・三下民集一〇巻八号一六三三頁、福岡高決昭和五〇・八・二二判時八〇六号四二頁は、受救助者による訴えの取下げの場合に關して、訴訟係属の遡及的消滅に伴い、救助決定の効力も当然に失効する旨を説く。また、名古屋高決昭和三五・一二・一五高民集一三巻一〇号八七九頁、大阪高決昭和五〇・一・二八判時七八一八号八二頁は、訴訟上の和解による訴訟の完結の場合に關して、救助決定の効力は当然には失効しないとの理解に立っている。

(15) 本件訴訟の基本事件にかかる受救助者の勝敗は本決定および原決定・原々決定の記載からは明らかではないが、本件訴訟が受救助者を原告とする訴訟事件と相手方を原告とする訴訟事件とを併合審理するものであつて、かつ、その訴訟費用が受救助者と相手方との間で二分されていることから推測するに、両当事者の請求がいずれも全部または一部認容された場合(双方認容)と、いずれも棄却された場合(双方棄却)の両方が考えられる。

(16) 調査官解説と見られる判時三三六〇号五頁および判タ一四四三号五六頁の匿名コメントにおいても、「本案における受救助者の全部又は一部勝訴判決の確定により、訴訟費用全部又は一部が相手方の負担とされる」場合に関する、「受救助者が相手方からその費用を取り立てたとき

には、実際に取り立てた限度で受救助者の資力が回復したことになるから、民訴法八四条により、その限度で訴訟上の救助決定を取り消すことが可能となる」との理解が示されており、上記の場合に関する限り、当然失効説を採用していないことがうかがわれる。

- (17) 制度趣旨につき、菊井⇨村松・前掲注(10)七三三頁、齋藤ほか編・前掲注(10)二四六頁「齋藤ほか」、上田⇨井上編・前掲注(10)六二四頁「福山」、三宅ほか編・前掲注(10)一七八頁「山口」、秋山ほか・前掲注(10)一三二頁、兼子原著・前掲注(11)三六〇頁「新堂ほか」など。

- (18) 前記法曹会決議昭和四十六年二月三日・曹時二四卷二号(一九七二年)二〇一頁は、(イ)訴訟費用を案分負担とする判決の確定、(ロ)訴訟費用の案分負担を定める和解の成立、(ハ)訴訟費用を各自負担とする和解の成立、によって訴訟が完結した事案に関して、受救助者に対して猶予費用の支払を命ずる場合と相手方に対して猶予費用の支払を命ずる場合のいずれにおいても、訴訟費用額確定決定の申立てを必要としないものとしている。菊井⇨村松・前掲注(10)七三四頁、秋山ほか・前掲注(10)一三二頁も参照。

- (19) 受救助者が自ら訴訟費用額確定処分の申立てをすることは、受救助者にとっては自己の収入にならない訴訟費用のためにさらなる費用と労力を負担することになる。

また、相手方において訴訟費用額確定処分の申立てをすることも、原則として訴訟費用に弁護士費用が含まれないわが国の訴訟費用制度の下では、手続負担に見合うだけの費用を回収することができない場合がありうるほか、受救助者を当事者とする訴訟においては訴訟費用額を確定しても無資力のために費用を回収できない場合も考えられる。

- (20) 兼子・前掲注(10)二九八頁、菊井⇨村松・前掲注(10)七三三頁、齋藤ほか編・前掲注(10)二四七頁「齋藤ほか」、三宅ほか編・前掲注(10)一七八頁「山口」、兼子原著・前掲注(11)三六一頁「新堂ほか」、秋山ほか・前掲注(10)一三二頁、加藤⇨松下編・前掲注(11)二一八頁「鳥崎」など。前記法曹会決議も、受救助者の相手方に対しては、相手方が受救助者に対して償還すべき費用額の限度で、猶予費用の取立てを命ずることができるとしている。

- (21) 横田・前掲注(11)一七三頁。

- (22) 同様の指摘として、奥田・前掲注(3)一一頁参照。

- (23) 判時二三〇号五頁および判タ一四四三号五六頁の匿名コメント参照。

- (24) 堤・前掲注(3)一一三頁は、本件最高裁は、案分計算による処理を原則、差引計算による処理を例外とする処理を採用したとの評価が可能である旨を説くが、判旨のいう「合理的な裁量」を本稿のように解するならば、い

ずれの処理によるかは基本的には事案類型に即して定まるものであり、そこに原則・例外の関係はないと見ることになる。

(25) 川嶋・前掲注(3)一三一頁、今津・前掲注(3)一二七頁も、差引計算の機会の事前保障の必要性を説く。なお、取立命令の裁判における差引計算の手続は、訴訟費用額確定処分そのものではないが、同処分の手続に準じて、相手方に対しては費用計算書を一定の期間内に提出すべき旨を催告し(民訴規則二五條一項参照)、右期間内に上記費用計算書を提出しない場合には差引計算をしない扱いをする(民訴法七一條二項、民訴規則二七條参照)ことになる。

(26) 金子・前掲注(3)五九四頁は、訴訟費用については、手数料等、裁判所に自明な費用も少なくないことを前提として、差引計算を求める当事者の意思を待たずに差引計算を行う可能性を示唆する。差引計算による処理は相手方の費用負担の軽減につながるからすれば、相手方の合理的意思として差引計算を求める意思が推認されるとの考え方もありえようが、右の見解によった場合には、現行法上、訴訟費用額確定処分においては当事者の意思を待って差引計算がされることとの均衡性ないし整合性が問題となりうるように思われる。

〔付記〕 脱稿後、川嶋四郎「訴訟内非訟手続の手続形成に関する一点描」同法七一巻一号(二〇一九年)二一三頁以下、金子宏直「民事訴訟費用の裁判と費用額確定処分」春日偉知郎先生古稀祝賀『現代民事手続法の課題』(信山社・二〇一九年)二九三頁以下に接した。

川嶋 隆憲